

大雨や地震等の災害により災害救助法の適用された地域（隣接地域も含みます。）
におけるお客さまへの特別措置の実施について

大阪ガス株式会社

大阪瓦斯株式会社(以下、「大阪ガス」といいます。)では、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、大阪ガスのガス・電気をご契約中のお客さまからお申し出をいただいた場合、次の特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 特別措置の内容について

(1)支払期限日の延長

ガス・電気料金の支払期限日を1か月間延長いたします。

【対象となるガス・電気料金】

- ・既に支払義務が発生しているが支払期限日が災害救助法の適用日以降となる料金
- ・被災日が属する月から3ヶ月分の料金

(例) 2023年6月29日に災害救助法が適用された場合は、支払期限日が6月29日以降となる5月分料金、および6～8月分料金の延長が可能となります。

(2)不使用月のガス・電気料金の免除

被災日からガス・電気を全く使用されない場合は、被災日が属する月の翌月分のガス・電気料金から6ヶ月間に限り、ガス・電気料金を免除いたします。

(3)被災設備の基本料金相当額の免除

お客さまの電気設備等が被災により一時的に使用不能となった場合は、被災日が属する月から半年後の月末までの期間において、使用不能となった設備に相当する基本料金を免除いたします。

なお、お申し出の際は対象設備の容量または電力をご申告いただきます。また、当該設備を復旧もしくは更新された場合は速やかにお申し出いただきます。

2. 対象となるお客さま

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域にお住まいでかつ、大阪ガスのガス・電気をご契約中のお客さまが対象となります。

現在適用されている地域は、別紙1よりご確認ください。

※[内閣府のホームページ](#)からもご確認ください。

なお、特別措置の適用を希望される場合は、被災日が属する月の2か月後の月末までに大阪ガスにお申し出いただきます。

○本件に関するお問い合わせ先

大阪ガスお客さまセンターフリーダイヤル 0120-123-627

受付時間：（月～土） 午前9時～午後7時

（日・祝） 午前9時～午後5時

以上

別紙

災害救助法が適用されている地域およびその隣接地域（2023年10月31日時点）

■2023年9月8日に災害救助法が適用された地域およびその隣接地域
（令和5年台風第13号）

エリア	都道府県名	市区郡町村名
東北電力エリア	福島県	いわき市、南相馬市 相馬市、田村市、東白川郡鮫川村、 石川郡平田村、石川郡古殿町、田村郡小野町、 双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡川内村、 双葉郡浪江町、相馬郡飯舘村、東白川郡塙町